

KSKR

移動・送迎支援活動ニュース



《「2016熊本地震」情報》

被災地・熊本への 可能な限りの移動送迎支援を届けよう！！

—4月14日21時26分に熊本県熊本地方で発生した地震(前震:マグニチュード「6.5」、震度「7」、震源の深さ「11km」)、続いて4月16日1時25分の地震(本震:マグニチュード「7.3」、震度「6強」、震源の深さ「12km」)で発生した「2016熊本地震」は、広範囲に死者49人を含む甚大な被災を生じさせているにとどまらず、今も頻繁な予震を生みだしています。被災されている皆様には、心よりお見舞い申し上げます。—

熊本地震から、1ヵ月が過ぎましたが、熊本県、大分県では最大震度3以上の余震が337回(4月30日現在)も計測されており、私たちが今までに経験したことがない事態を被災地にまき起こしています。

私たち関西 STS 連絡会も、「東日本大震災」の教訓を活かして立ち上げた「ももくり送迎基金」を軸に、NPO 法人全国移動サービスネットワーク(全国移動ネット)、NPO 法人 ゆめ風基金と



の連絡を密にしながら、熊本地震被災地への移動送迎支援活動を取組むことを確認しています。

■初動：4月18日～21日(情報発信：福田氏)

18日に、「ゆめ風基金」八幡理事、「ももくり送迎基金」福田氏が、大阪から新幹線とレンタカーを使って、被災地調査のために熊本に入る。

・移動支援として：

熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合(ふくし生協)の小出氏(全国移動ネット・理事)とお会いし、被災地情報をいただく。「ふくし生協」としては、車が1台破損し使用できなくなった。「熊本市より東の地域(益城町、阿蘇方面)は被害が大きく、これから確実にニーズが出てくる」とのこと。

・「被災地障害者センターくまもと」の立ち上げ：

目次

- 「《2016 熊本地震》被災地・熊本への可能な限りの移動送迎支援を届けよう !!」 … 1
- 新しい総合事業を活用して“訪問型サービスD”はこう考えよう … 3
- 《常総水害》災害時の移動支援を考える … 5
- 「国土交通省通達第 298 号の“こころ” … 7
- 【国土交通省認定講習】運転協力者講習会 … 9
- 資料：新聞報道 … 11
- 関西 STS 連絡会からのお願い … 12



18日夜、八幡氏、福田氏が到着後に「(福)くまもと障害者労働センター」事務所にて緊急連絡会議が開催され、「くまもと障害者労働センター」「ヒューマンネットワーク熊本」など数団体の方々が参加(小出理事も参加)し、「被災地障害者センターくまもと」を立ち上げることを決定。

- ・19日は、「くまもと障害者労働センター」倉田代表の案内で、益城町方面、熊本学園大学(「ヒューマンネットワーク熊本」の障害当事者や高齢者の方が多数避難されている)等を視察。
- ・20日の「被災地障害者センターくまもと」第2回会議に、熊本の障害者団体関係の30名が参加。事務局体制(代表・倉田哲也、事務局長・東俊裕、事務局「おれんじ村ink.」)を確認。その場で「ももくり送迎基金」の説明もおこない、「移動支援のニーズがあれば連絡下さい」と伝える。

■第2陣:4月30日～5月4日(情報発信:福田氏)
「ももくり送迎基金」柿久保委員長、福田氏が、大分経由で被災地・熊本入りし、移動送迎支援協力者の募集開始に向けた、①被災地での活動拠点の構築、②宿舎と駐車場の確保などを、「ふくし生協」小出氏との打合わせのもとに進めた。

■5月7日「ももくり送迎基金」緊急運営会議(関西9名参加、東京3名ネット参加)：

□当面の方針：

- 1.「福祉避難所」(「福祉身体障害者センター」内に開設：身体20人、視覚10人、聴覚10人)の避難者ニーズの移動支援の対応。運営は「ふくし生協」を含め、市内の3団体で運営。
- 2.「被災地障害者センターくまもと」(熊本の障害者団体や障害者支援団体、親の会など20団体ほどのネットワークで組織)から上がる個別の移動支援ニーズへの対応。

※1.2.ともに連携をしている「ふくし生協」専務理事・小出氏(全国移動ネット理事)を軸に、「ももくり送迎基金」として移動支援を取組むこととする。(全国移動ネット、関西STS連絡

会で、広範に被災地移動支援活動を呼びかける)

□活動期間：

- ・2016年5月～8月を目途(以降は、現地の状況を見て判断)。

□支援体制：

- ・「熊本ふくし生協」小出氏と連携して、移動送迎支援のシフトを構成。支援ボランティアの割振りを行う。

□使用車両(2～4台、自家用車の持ち込みも歓迎)：

- ・ファンカーゴ(日常生活支援ネットワーク) + 2台(同・予定)。
- ・「ももくり送迎基金」で、「ふくし生協」ハイエースの修理(見積50万円)を行う。
- ・駐車スペースは、確保済み。

□宿泊地：

- ・「ふくし生協」小出氏の紹介で確保(日用品、寝具等は各自で持込み)。
- ・住所:中央区帯川(家賃5万/1月:光熱費込み)。

□被災地までの交通費(実費)：

- ・「ももくり送迎基金」で支給。
- などが、5月7日「ももくり送迎基金」緊急運営会議で確認されました。

■第3陣～：

- ・5月11日から柿久保氏が熊本の現地入りし、「ふくし生協」小出氏と、被災地「移動送迎支援シフト」構成の整備を行うことになっています。
- ・5月15日からは、福田氏が現地に。

●皆さまのご支援・ご協力をお願いします●

□ カンパのお願い □

【郵便振替口座】(熊本被災地支援と明記)

「00920-3-166076 / ももくり送迎基金」

「00950-9-160204 / 関西STS連絡会」

新しい総合事業を活用して 地域の移動サービスを充実させるには！ “訪問型サービスD”はこう考えよう

NPO 法人 アクティブネットワーク代表理事 遠藤 準司

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業という）」の「介護予防・生活支援サービス事業」のメニューとして「訪問型サービスD」が示されたことを受け、2016年3月6日、大阪市で開催されたセミナー「新“介護予防・日常生活支援総合事業”における移動の確保を考える」（主催：関西 STS 連絡会）の一部を紹介する。

■「総合事業フル活用で地域の移動送迎支援活動の充実を目指す！」

《要支援者だけじゃない!? 総合事業の対象者》

2016年1月20日付けの読売新聞に「介護保険 調理・買い物除外」という見出しの記事が掲載されました。「新しい総合事業」が未実施の自治体が圧倒的に多い中、厚労省内では2017年度から要介護1・2の調理や買い物といった生活支援について、介護給付の対象外とする議論が始まっているということです。実施時期はともかく、いずれは要支援者のみならず要介護者からも生活支援が外されるとすれば、これから自治体等が策定するサービス等の整備計画には必然的に対象者の拡大を見越した準備が必要になってくると思われます。

《訪問型サービスDは

どのような場合に使えるか？》

訪問介護サービスDの具体的なサービス内容については、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援、移送前後の生活支援となっており、具体例としては、「買い物、通院、外出時の支援」「通所型サービスBを利用する場合の送迎」が示されています。類似するサービスとして訪問介護の「通院等乗降介助」がありますが、これは、利用目的が通院送迎に限定されています。一方、訪問介護サービスDは上記のとおり通院のみならず、買い物や外出時の支援また通所型サービスBを利用できるなど、幅広くそのサービス利用が認められています。

また、運行部分の形態については、道路運送法上の登録をする福祉有償運送や公共交通空白地有償運送でも、登録不要の活動（無償運送等）でも実施が可能です。

《訪問型サービスDにおける補助（助成）は

運営費補助》

訪問型サービスDの実施方法は、「補助（助成）」対象とされており、「新しい総合事業ガイドライン」の中で次のように書かれています。

『住民主体の支援の場合には、補助（助成）の方法で事業実施することが通常考えられるが、当該補助（助成）の対象や額等については、立ち上げ支援や、活動場所の借り上げ費用、間接経費（水光熱費、サービスの利用調整等を行う人件費）等、様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることも可能とする。運営費の一部を補助するものであるが、例えば年定額での補助といったことも考えられる。』

この柔軟な書き方がポイントになってきます。

《厚労省が示す訪問型サービスDと

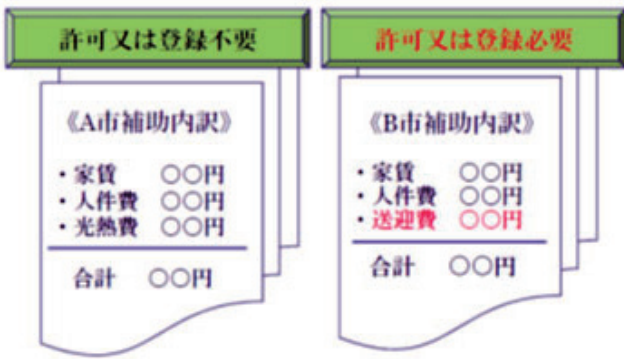
道路運送法との関係》

前述の道路運送法上の登録の要否について、厚労省は2015年8月19日付の「『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン』についてのQ&A」の中で以下の見解を示しています。『訪問型サービスDに対する補助（助成）については』『当該サービスの利用調整に係る人件費等の間接

経費のみ対象にするものであり、移送に関する直接経費を対象としていないため、『許可又は登録は不要』。

また、通所型サービスや一般介護予防事業の送迎を別主体が実施する場合を例にとり、『補助の具体的な対象経費を市町村において判断するものとされており、補助対象に運送の対価が含まれている場合は、許可又は登録を要する。(同一主体で実施する場合も同様)』としています。

つまり、一回あたりの運行経費（直接経費）の項目を計上した場合は許可又は登録が必要となり、それらの項目が計上されていない場合は不要となります。図で示すと下図のようになります。



《訪問型サービスDと「道路運送法における登録又は、許可を要しない態様について」》

訪問型サービスDが全国的に広がるかどうかの最も重要なポイントは、自家用自動車をどれだけ有効活用できるかという点に尽きます。その方法として、具体的には訪問型サービスDの提供形態に最も近く、登録も許可も必要とされていない「ファミリー・サポート・センター」の例を参考にするといいでしょう。

「ファミリー・サポート・センター」は子育て支援事業として提供会員（育児の援助を行いたい

人）と依頼会員（育児の援助を受けたい人）が会員になり、相互の援助活動を行っています。実際、各地のファミリーサポート事業では、保育施設等への送迎があり、提供会員所有の自家用自動車を活用されている例が数多くあります。

国土交通省はこのファミリー・サポート・センターの送迎について『道路運送法における登録又は許可を要しない態様について』（以下）に位置付けているのです（ただし、ファミリーサポート事業は市町村の委託事業です）。

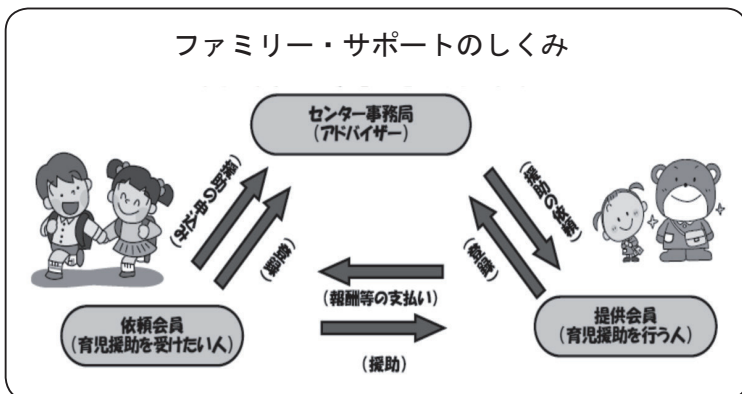
『子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価（ガソリン代等の実費も含む。）の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない。』【国土交通省：道路運送法における登録又は許可を要しない態様について】

千葉県松戸市では、この方式で訪問型サービスBのオプションに送迎（移動支援）を組み込みました。利用者から受け取る金額と、補助（助成）の仕組みを市町村がどう決めるか、この部分が、活動の継続性と登録の要否という点で非常に重要ということになります。

《自家用自動車の活用とシェアリングエコノミーの波》

最後に、今や世界的潮流となり、新しい消費行動として注目されているシェアリングエコノミーというのがあります。これはスマートフォンなどのテクノロジーの進化によってもたらされる個人間や企業等との新しい経済の仕組みです。例えば携帯電話のGPS機能を使用した配車システムやライドシェア（相乗り）などがあります。

日本の自治体でも、特にバスやタクシー等のない地域で、生活交通の確保や観光分野における地域の活性化の切り札として、シェアリングエコノミーへの関心度が高くなっています。日本では関係法令などとの整理や法改正等のハードルが高く、どの程度の拡がりを見せるのか予測できませんが、自家用自動車の今後の動向に注視していきたいと思います。



《被災地の移動送迎支援活動セミナー in おおさか》

茨城県常総市豪雨水害から6ヵ月 常総市（茨城県）での取り組みを通して、 災害時の移動支援を考える

——2015年9月10日。茨城県常総市を襲った鬼怒川水系の決壊は、全壊50件、大規模半壊914件、半壊2,773件。避難者数6,223人という深刻な被害となった。NPO法人全国移動サービスネットワーク、関西STS連絡会、NPO法人移動支援 Rera（石巻市）、茨城福祉移動サービス団体連絡会が、被災現地のNPO法人茨城NPOセンター・コモンズを支援する形で拠点づくりを開始。10月に「たすけあいセンター JUNTOS 移動支援」が発足した。

6ヵ月を経た2015年3月6日。「たすけあいセンター JUNTOS 移動支援」を創って奮闘してきたNPOセンター・コモンズ事務局長の横田能洋さんからの取り組みの報告を受けた。被災地での貴重な教訓を、今後のネットワークづくりへの問題提起としてレポートする。（文責は編集部）

《常総市における茨城NPOセンター・コモンズの取り組み》

常総市は、2015年末で人口が6万4,462人。日系外国人が働く工場やアパートがあり、県内最多の3,922人（約6%）の日系外国人が住んでいる。その地で、課題があるなら制度がなくても、あきらめずに取り組んでいこうと、6年前にNPOセンター・コモンズを創った。学生時代に関わった障がい者（聴覚障害）運動とブラジルからの不登校の子どもが、重なって見えてきた。それが、わたしの原点だ。

緊急雇用対策で、県・国とともに外国人への就労・就学の相談にも取り組んだ。今回の水害でも、外国人の定住問題が一気に表面化した。言葉や情報の問題もあり、住宅の確保が難しく、子どもも“将来の夢”を持ちにくいなど、厳しい状況が続いている。

今回の常総での豪雨水害は、市の半分が被災。行政機関も水没。避難所に行けない高齢者、障が

い者、子ども連れの方々には自宅の2階に止まり、食料の配給もなかった。全国からの毛布や暖房器具の支援がなかったら、寒さで亡くなった方が出ただろう。

みんなが来られるような避難所の確保と、毛布や水の備蓄、情報を得るための自家発電機（ソーラーパネル、ガスボンベ）の重要性、膨大な災害ゴミの仮置き場での種分けの徹底など、さまざまな反省点と教訓がある。

《「たすけあいセンター JUNTOS（ジュントス）」の立ち上げ》

被災者への支援活動と情報発信の拠点としてスタート。“ともに助け合う”の想いを込めたポルトガル語「juntos：一緒に」を文字って、「j」は情報発信、「u」は運転（移動支援、カーシェア）、「n」は直し隊（住宅改修、空き家再生）、「t」は届け隊（支援物資を届けて見守り）、「o」はお話し隊（在宅避難者の調査と市への提言）、「s」は住み隊（地元で共に暮らせる福祉長屋、被災受験生の無料塾など）に取り組んできた。

支援物資を届けながら、130世帯の住所を把握したので、今後はそれぞれの体験や提言をまとめた冊子を作り、防災やまちづくりに活かしたい。また、2階建ての元ホテルを借りて、サロン、風呂の開放、ボランティアの簡易宿泊所などになっている。いずれは、そこを改装して独居高齢者のグループハウスにと考えている。

避難所、病院、鉄道状況、電気・水の復旧情報



なども“多言語”で情報誌とラジオで発信し、“カーシェア”会社から車7台を借りて移動支援に貸し出している。また外国人支援に関わる弁護士との法律相談や、行政文書の翻訳もしてきた。

水害の経験を通して、公的制度や義援金配分と“家の改修費”、空き家化・人口流出と“住民の孤立化”、個人企業・商店に支援がないことによる“閉鎖”“廃業”、“孤独・引きこもり”“生きがい喪失”などの心の問題などが顕在化している。そうした中での“外出支援”は、通院だけではなく、とても大切な取り組みである。

《「たすけあいセンター JUNTOS 移動支援」での取り組み》

“移動支援”の最初のきっかけは、定期的に通院しなければならない被災者の存在だった。いち早く関西 STS 連絡会とレラの仲間が泊まり込みで支えてくれた。そして、11月末から避難所の閉鎖が続き、高速道路料金の無料化も終了。課題は、地元のボランティアをどう増やすかということになっていったため、12月に茨城福祉移動サービス団体連絡会主催で「ボランティア送迎講習会」を開催。現在は、避難所にいた人も含めて、地元のボランティアが送迎を担ってくれている。

2015年10月から2016年2月末までの移動支援の実績は、“送迎人数：1,707人”“送迎回数：1,372回”“スタッフ・ボランティア数：540人”になっている。現在のJUNTOS移動支援の登録数は92名。利用目的は、通院、通園・通学、買い物、自宅の片づけなどで送迎回数は全体的に減少傾向。2016年1月からは被災者に限らず、高齢者、障がい者など常総地域の移動制約者への移動支援を広く取り組んでいる。

常総市には予算化された、タクシー会社によるデマンドタクシー（社会福祉法人が運営）があり、午前8時から午後4時、一時間おきに片道250円で運行している。しかし市外へは出られず、運転手が車から降りられない。子どものみの送迎が



できず、車いすも乗れない。JUNTOS 移動支援はそれをカバーするために、現在は100円で送迎している。市の理解は得ているが、財政的支援はゼロである。

《被災者への“移動支援”活動を通して見えてきた大切なもの》

県が無料で用意したつくば市の宿舎に、100世帯ほどの被災者がいる。でも「住民票」をつくば市に移さないと、「介護保険や障がいのサービスを受けられない」と言われている。東日本大震災では、そういう人には「特例法」が適用されると聞く。また水害後、遠くから児童生徒の送迎をしている「保護者の負担軽減」を、2016年2月8日に常総市に「提案書」として提出した。

2015年12月には、小中学校の協力を得ながら保護者が送迎している200世帯の状況調査を実施したが、その結果、「通学に困難」と答えた人が半数いることが判明。集団での送迎、登下校時間の幅や延長などを、市に提案中である。また「送迎サービスを利用したい」人が4分の3に上ることも明らかになっている。

そうした取り組みで、“移動の支援”を通じて見えてくるさまざまな課題を改善していくことも、私たちの役割だと思っている。そして学習支援やいろんな活動との組み合わせによる“移動支援”が見えてきたことが良かったなぁと思っている。ありがとうございました。（拍手）

セミナー後の、「たすけあいセンター JUNTOS」からの便りでは、被災した民家を修繕し、外国人を含めた子どもたちの学習拠点にしたこと、3月には地域の高校生、小中学生と外壁のペンキ塗りしたこと。同じく3月に「茨城NPOセンター・コモンズ」は、“助け合いながら暮らせる福祉長屋”を常総市で実現するためのフォーラム「空き家を活用した共同住宅の具体化方策」「多様な人による共同コミュニティの運営」の2本を、県労働者福祉基金の支援を受けて開催したことが記されている。

深刻な水害被災地・常総におけるNPOの“たくましい日常活動”に、心が温かくなるとともに、逆に励まされていることに気がつく。これこそ助け合いのネットワークなのだ。（編集部）

——国土交通省通達第298号「NPO等が実施する福祉有償運送…」——

(2015年12月25日)

大切にしたい通達の“こころ” 「移動困難者の生活を支えている」

2015年12月25日に国土交通省から通達「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」（国自旅第298号）が発出された。

国の「通達文」と言えば、地域で移動サービスに取り組んでいる私たちにとっては、極めて難解な文字が並んで映り、ともすれば日常の活動からは縁遠い存在であった。一方、「通達」のあて先となっている各地方運輸局（支局）においても、その都度、出されてくる通達の“こころ”（趣旨）を十分に斟酌し、各地の運営協議会の場に反映されてきたとは、とても言い難いのが現状と言える。

しかし、2006年の「改正道路運送法」施行以来、各運営協議会の“不合理なローカルルール”に苦しめられてきた福祉有償運送団体にとって、大切な方向性の一つが示されている通達であり、今後の福祉有償運送の規制改善につなげていくための糧とするために、ここにレポートするものである。

■総務省・九州管区行政評価局が「福祉有償運送に関する実態調査（2015年）」

総務省の九州管区行政評価局が、2014年8～11月にかけて福祉有償運送の実態調査を行い、九州運輸局に“福祉有償運送制度の着実な取り組みが促進されるよう”に改善所見を通知した。その後、対応措置状況についてのフォローアップ調査で改善状況をまとめて、九州運輸局と各市町村に連絡している（報道資料：2015.9.29）。

その報告書によると、2014年度は「ローカルルール把握：29件（うち不合理判定は0件）」となっていたものが、2015年度調査では「ローカルルール把握：112件（うち不合理判定20件）」【前年度の4倍】となっている。そして「運輸支局の把握方法が消極的」であることを指摘し、法令・通達上容認されていることを認めない独自の規程の存在や、不合理を申し出る窓口機能がないことにより、「必要な福祉有償運送が抑制されるおそれがある」と指摘している。

※ローカルルール：運営協議会が定めている「関係法令・通達に定められていない独自の基準」のことを指す。

また運営状況についても、「運営協議会の設置や議事録をホームページ等で公表していない市町村」が76.9%も存在することを指摘し、「公平公正な協議のために積極的に公表するよう働きかける」としている。

■福祉有償運送運営協議会（関西）のゆゆしき実態

移動サービスのすそ野を拡げていくための基盤整備として、関西STS連絡会が2007年から取り組んできた「運転協力者認定講習会」の修了者は5,280名（2016年3月末現在）にもものぼる。

一方で、国土交通省がまとめた「自家用有償旅客運送登録団体数（2015年3月末）」では、全国が計2,550団体で、2014年度の「新規登録：131団体」「抹消：104団体」。近畿運輸局管内は計359団体で、「新規登録：26団体」「抹消：16団体」となっている。つまり登録団体数は微増にとどまり、せっかく福祉有償運送を開始した団体が全国的に「抹消」に直面しており、各団体の悲鳴が聞こえてきそうな重たい現実が続いている。

大阪では2014年に運輸支局も参加する北摂地域運営協議会（大阪運輸支局管内）で、「これからはメーターを付けないと、更新を認めない」などの発言が飛び出し、後日、運営協議会事務局から「新しい基準（？）で見直すように」との文書が届けられた。また同年、阪神地区運営協議会（神戸運輸監理部管内）では、登録更新する団体が、運送の対価を「3.0kmまで500円」から「520円」に値上げする申請を出したが、「運送事業者は傍聴人であり、発言は説明を求められた時のみ」と申請者が「退席」を命じられ、「協議は整わず」とされた。

こうした事態を受け、いずれも関西 STS 連絡会として、近畿運輸局に「調査と是正を求める要望書」（2014年10月27日）を提出したにも関わらず、前述の阪神地区運営協議会の事案では、2016年1月に議事録の公開もないまま、「更新申請を却下」する判断が下された。この申請団体は2月に入り、利用者宛の「送迎サービス廃止」のお知らせと同時に、法人理事会にて「福祉有償運送からの撤収」を決議している。

■問われる国交省通達(2015年12月25日)の「広く登録が行われ、地域の移動困難者の生活を支える」の“こころ”

2015年12月の国交省通達「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」には、9年間に発出された6つの通達等により「広く登録が行われ、地域の移動困難者の生活を支えているところである」と書かれている。2014年の九州管区行政評価局からの指摘にも触れながら、運営協議会における不合理なローカルルール等の取扱いについて、内閣府の規制改革会議において「規制改革実施計画」（2015年6月30日閣議決定）には「福祉有償運送の規制改善に係る指摘」が盛り込まれたとしている。

そして「今後の福祉有償運送の実施にあたっては、市町村と連携を図り、取扱いの地域差により

（福祉有償運送の）実施が妨げられることがないよう努められたい」とされている。

■通達 298 号を構成員全員で読もう！

この通達の1項目では旅客の範囲について、「福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とすることは可能である」と明言。また収受する対価について、「ガソリン代等の他、輸送に係る適切な範囲内であれば、予約事務を行うオペレーターの人件費等も実費の範囲として可能」とも明記されている。

しかし、「運営協議会において認められれば」という条件付きでもある。運営協議会では構成員によって認識が異なり、登録のハードルを上げている地域が多い。「実施が妨げられることがないように」「構成員に対し周知徹底すること」が不可欠である。

——自家用有償旅客運送の法律上の位置づけが明確化されて10年目を迎える。

今こそ2006年の「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供するSTSの普及促進が緊急の政策課題である」（国土交通省）とした原点にある“こころ”を呼び起こす一つのきっかけにしたいという想いを込めて、このレポートを締めたい。

【国土交通省通達第298号（「1」「2」の一部抜粋）】

1. 市町村担当者及び運営協議会構成員に対する周知徹底について

以下の点についての取扱いを市町村担当者及び運営協議会構成員に対し周知徹底することとする。

(1) 運送する旅客の範囲については、運営協議会等において、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とすることは可能である。

(2) 旅客から収受する対価については、「実費の範囲内」であることが求められ、ガソリン代等の他、輸送に係る適切な範囲内であると認められるのであれば、予約事務を行うオペレーターの人件費等も実費の範囲として含むことは可能である。

(3) また「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」は、あくまでも目安であり、上限として定められているものではない。

2. 福祉有償運送の運営協議会の実態把握について

運輸支局等においては、毎年3月末時点の各管轄区域の地方公共団体における福祉有償運送の運営協議会の設置状況について調査を行うとともに、運営協議会が設置されていない地方公共団体に対しては、①設置をしていない理由、②今後の運営協議会設置の予定、③その他地域の特殊事情等について調査を行うものとする。

国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされてはいるものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



☎ 日 時: ①6月20日(月)～21日(火) ②7月18日(休)～19日(火)
③8月22日(月)～23日(火) ④9月12日(月)～13日(火)
いずれも 10:00～17:00 (9:40～開場・受付)

☎ 会 場:「KS プラザ」3階 研修室 (NPO法人 日常生活支援ネットワークの裏)
大阪市浪速区敷津東3丁目5番15号【チラシ裏面:地図参照】

☎ 定 員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

☎ 参加費用: 8,500円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※**運転適性診断**を希望される方は1,500円で実施します。
(当日受付でお支払いください。)

☎ 主 催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

☎ 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

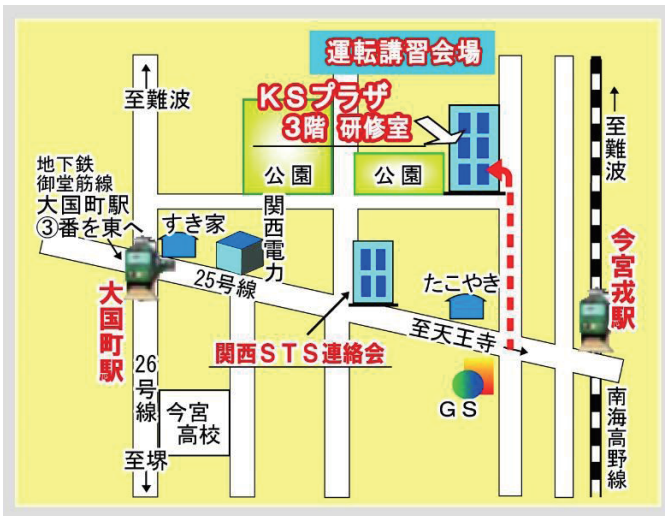
講習内容(第1日目)

- 10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 10:30 第2章 移動・送迎サービスとは
- 11:00 第3章 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第4章 利用者の心理と接遇
- 14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 16:00 第10章 セダン車等運転研修(座学)
- 17:00 終了 (17:00～ 適性診断)

講習内容(第2日目)

- 10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 11:00 第7章 福祉車両について
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する
- 14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技
 - 1班:福祉車両への車イス乗降・運転実技
 - 2班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技
- 17:00 修了式

運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は1,500円)



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

AIU保険会社

ジェイアイシーウエスト(株)

TEL: 06-6941-5187 FAX: 06-6944-1728
自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①6月20日(月)～21日(火) ③8月22日(月)～23日(火)	②7月18日(月)～19日(火) ④9月12日(月)～13日(火)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者	
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号(_____) FAX番号(_____)	
(ふりがな) 参加者氏名等	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
福祉に関する 免許・資格	例: ホームヘルパー2級	
適性診断	要・不要	

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡申し上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は
その目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

《熊本地震》いま仲間に手を 障害者自ら拠点／安全確保や生活支援

《2016.4.27報道『毎日新聞』》

熊本地震で被災した障害者たちを守ろうと、当事者らを中心とした支援拠点「被災地障害者センターくまもと」が熊本市内に発足した。現地では災害弱者を受け入れる福祉避難所が一部しか機能せず、障害者の安否確認も十分にできていない。週内にも事務所を開き、全国の障害者団体のメンバーらと一緒に、支援の手が届きにくい仲間たちの安全確保や生活支援を本格化させる。

「(家屋倒壊の危険があると判定された)赤紙が貼られている家に1人で暮らしているんです。どうかしてあげられませんか?」。

24日、同市東区の社会福祉法人「くまもと障害者労働センター」の一角を借りて事務所開設の準備をしていたセンターくまもとの電話が鳴った。近所に住む障害者の男性の身を案じた市民からの相談だった。

名古屋市で障害者支援NPO法人事務局長を務め、支援のため現地入りしていた羽田明史さん(64)が男性の自宅に急行。保健所と連携して対応策を検討する道筋をつけた。

被災障害者支援の取り組みは、ボランティアが活躍した阪神大震災にさかのぼる。震災を機に設立された認定NPO法人「ゆめ風基金」(大阪市)が資金を援助し、全国組織の「日本障害フォーラム」(東京都)などが連携して現地の支援に当たる仕組みができ、東日本大震災でも各地に拠点ができた。

センターくまもとは、幼児期のポリオ罹患(りかん)が原因で車いす生活を送る弁護士で、熊本学園大学教授の東俊裕さん(63)らが呼び掛けて発足。障害者労働センター代表で脳性まひの障害のある倉田哲也さん(49)が会長に就き、県内外の約20の障害者団体と連携する。東さんは勤務先に掛け合い、バリアフリートイレなどがある大学ホールを使った私設避難所の開設にも力を注いだ。

熊本県によると、熊本市、益城町、阿蘇市の3



足でパソコンを操作して事務所開設の準備をする「被災地障害者センターくまもと」会長の倉田哲也さん
＝熊本市東区で26日

市町だけで、身体・知的・精神の各種障害者手帳を持つ人は延べ5万人近くに上る。自治体は保健師を避難所に派遣しているが、在宅の障害者への戸別訪問まで手が回っていない。羽田さんは「障害者には気持ちをうまく伝えられなかったり、我慢したりする人も多いため、行政の支援からこぼれがちだ」と語る。

センターくまもとは、安否と避難状況の確認を急ぐとともに、8人程度が暮らせる宿泊所も確保して、支援体制作りを進める。自身も被災した会長の倉田さんは「厳しい境遇にいる仲間がおり、人間として支援したい。自分たちの手で自分たちを守る」と力を込めた。連絡先は電話(096・234・7728)。【山田泰蔵、写真も】

《関西STS連絡会15周年記念行事》

セミナー&15周年パーティ in プリムローズ大阪

2016年11月5日(土)午後2:00～

2016年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い

障がい者、高齢者の「誰もが自由に移動できる地域社会を」と、関西各地でさまざまな課題に日夜取り組んでおられる団体の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供するSTSの普及促進が緊急の政策課題」（国土交通省：2006年）とした改正「道路運送法」も10年目を迎え、以降、2013年「交通政策基本法」施行をはじめ、2014年「改正・地域公共交通活性化・再生法」に基づく“地域公共交通網形成計画”。2015年「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲」の開始へ。一方、2015年“介護保険制度”改正と絡めた「新しい総合事業」の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（2014年）」に“移動支援”が明記されるなど、移動送迎活動をめぐる制度の大変動期を迎えています。

しかしながら国土交通省調べでも、全国に“不合理と判断されるローカルルール”が142件（2014年3月）も存在すると発表されており、全国の福祉有償運送団体は2,432団体（2015年3月末現在）と停滞状況が続く、大阪府でも移動制約者総数が2006年から2013年にかけて“225,000人も増加”（大阪府統計）しているにもかかわらず、福祉有償運送は176団体（2006年）から146団体（2015年）と逆に減少しており、それぞれの団体の悪戦苦労の様子が目に浮かびます。

私たち関西STS連絡会は、今後も地域生活と結びついた取り組みをネットワークを通して情報発信しながら、セミナーの開催、調査・研究の取り組み、新たに事業を立ち上げる団体への相談・支援活動や、移動送迎サービス利用者からの問い合わせにも、可能な限り対応していきたいと考えています。また私たちの“活きいきとした移動送迎支援活動のすそ野を拓げていく”ための「運転協力者認定講習」（修了者5,280名：2016年3月末現在）を、地域の移動送迎サービスの充実につなげていきたいと考えています。

各参加団体の皆さん方の、2015年度の温かいご協力に感謝すると共に、2016年度も変わらぬご協力と、ご支援のほどをよろしく願います。

《 2016年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い 》

関西STS連絡会加入団体・個人の皆様へ

※年会費：3,000円です。（郵便振替によるご入金をよろしく!!）

関西STS連絡会に未加入の皆様方へ

※団体・個人を問わず年会費：3,000円です。（「加入届」にも、ご記入してください!）

会費を入金済みの加入団体・個人の皆様方には、

※様々な情報の提供と、認定「運転協力者講習会」費用の割引措置をおこなっております。

郵便振替口座：「00950-9-160204 / 関西STS連絡会」

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

定価／100円